

令和8年度募集要項

那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業【再募集】

1 まちづくりチャレンジプロジェクト事業とは

- ◇ 那須烏山市においては、少子高齢化に伴う人口減少の加速、地域コミュニティの希薄化、行政機能の硬直化が大きな課題となっており、「協働によるまちづくり」及び「民間活力を最大限に活用した行政運営」への転換が強く求められております。
- ◇ そこで、市民活動団体、地域づくり団体、企業等から提案のあった地域貢献活動を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を各区分の設定金額に応じて補助することで、地域課題の解決を図るとともに、「新たな公共の担い手」の育成による協働のまちづくりの実現を目指します。
- ◇ 「新たな公共の担い手」とは？
これまで行政により行われてきた「公共」を、従来の行政機関のみでなく、市民・事業者・地域団体等が自ら地域の課題解決に取り組むことを「新しい公共」と呼び、その担い手のことを指します。

2 対象となる団体

- ◇ 次の要件を満たす団体（ボランティア団体、NPO法人、各種団体、自治会、企業）を対象とします。
 - (1) 構成員が3人以上で、その構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学していること。
 - (2) 団体の代表者が成年者（18歳以上）であること。
 - (3) 団体運営に関する定款、規約、会則等があること。
 - (4) 自立的・継続的な活動が期待できる団体であること。
 - (5) 宗教活動・政治活動を行なう団体ではないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること。

3 対象となる事業

【地域の課題解決促進事業】

- ◇ 那須烏山市が設定した以下のテーマに基づき、団体が提案した地域課題の解決に資する事業であること。

テーマ：「那須烏山市第3次総合計画」における基本目標の達成に資する事業

【基本目標】※14ページを参照してください。

- ①未来につなぐ健やかな暮らしを支える
- ②未来につなぐ学びを育む
- ③未来につなぐ賑わいを創出する
- ④未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る
- ⑤未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く

- ◇ 補助金の交付決定日から令和9年3月1日（月）までに実績報告が完了する事業であること。

4 対象とならない事業

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とするもの。
- (2) 宗教・政治を目的とするもの。
- (3) 国、地方公共団体、その他公益事業を行なう団体から補助金等の交付を受けた又は受ける予定のもの。但し、事業内容の質の向上や新たな展開を図る事業については対象。
- (4) 市長が適当でないと認めるもの。

5 補助金の額等

- ◇ 補助金の額は、次の表のとおりとなります。

コース名	補助率、補助上限額	回数制限
地域の課題解決促進事業	補助率 10/10 補助上限額 50万円	同一事業につき1回限り

※事業内容と実施年度が異なれば、同じ団体が複数事業を実施することが可能です。

6 対象となる経費

- ◇ 事業を実施するために直接必要と認められる経費で、以下の項目が対象となります。但し、領収書がないもの、使途が不明なもの、団体の経常的な運営に必要な経費は対象外となります。

補助対象経費	経費の種類
報償費	外部講師・外部専門家への謝礼等
旅費	交通費、通行料金等（通勤費を除く。）
消耗品費	事務用品、材料、資材の購入費
燃料費	灯油等の購入費用
食料費	有識者等に限定的に適用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
光熱水費	電気、ガス、水道料等（団体の事務所等の管理運営に要したものを除く。）
通信運搬費	郵便、宅配、電話、インターネット費等必要な通信費
手数料	口座振込手数料等
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費用（一括委託は認めない。）

使用料及び賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品・設備のレンタル料等
その他の経費	市長が特に必要かつ適当と認めた経費 (個別の経費の該当の有無については、まちづくり課にご相談ください。)

《注意事項》

- ・ 領収書やレシートがないものは対象となりません。
- ・ 食料費は、有識者への提供のみ可となります。
- ・ 補助金の交付決定前に支出されたものは対象となりません。

7 応募書類の提出

- ◇ 募集期間内（令和8年8月14日（金）まで）に、次の書類を添えて市まちづくり課なすから暮らし推進グループ（烏山庁舎1階）まで直接持参してください。
- ◇ 書類の受付は、月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までとします。
 - ① 那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 団体概要書・会員名簿（様式第3号）
 - ④ 事業収支予算書（様式第4号）
 - ⑤ 団体の定款、規約、会則等
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※必要に応じ、上記書類以外のその他参考資料の提出を求める場合があります。
※書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

8 審査方法

- ◇ 那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト支援事業審査委員会が審査し、市長が決定します。
- ◇ 審査は、書類審査とプレゼンテーション（事業説明・質疑応答等）を踏まえ、総合的に判断します。以下の審査基準に基づき採点します。

項目	内容
企画性	独創的で先駆的な事業か。
公益性	不特定多数の市民の利益、または地域社会の利益に繋がるか。
期待度	協働のまちづくりに期待できるか。
貢献度	地域課題を踏まえ、市民のニーズを的確に捉えているか。
継続性	補助期間終了後もその活動や効果が期待できるか。※
意欲性	事業に取り組もうとする姿勢に意欲や意気込みが感じられるか。
実現可能性	資金面や実施体制に問題はないか。

※ 事業に取り組みながら、次年度以降の継続を検討することも可。

9 採択事業の決定

- ◇ 審査結果を受け、市長が補助を決定した後に団体に通知をします。
- ◇ 補助金は、交付決定後に団体の請求に基づき交付（概算払）することができます。

10 事業実施に当たっての留意事項

- ◇ 交付決定後、申請内容に変更が生じる場合は、事前に変更手続きが必要となりますので、速やかに市まちづくり課にご連絡ください。
- ◇ 領収書の保管など、適正な予算執行に努めてください。
- ◇ 適宜、活動内容を写真等に残すなど、記録の保管に努めてください。
- ◇ 事業の進捗状況について、中間報告書の提出や現場視察、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- ◇ 虚偽の申請があった場合は補助金の交付を取り消す場合があります。

11 実績報告書の提出

- ◇ 事業終了後、実績報告書に領収書及び写真等の証拠書類を添えて、令和9年3月1日(月)までに提出していただきます。
- ◇ 実績報告書の提出後、内容を審査し、補助金の額を確定して団体に通知します。
- ◇ 補助金確定の通知を受けた団体は、交付請求書により補助金の請求をしていただきます。
- ◇ 事業終了後、団体の活動実績について市広報紙等を通じて市民への周知を行いません。

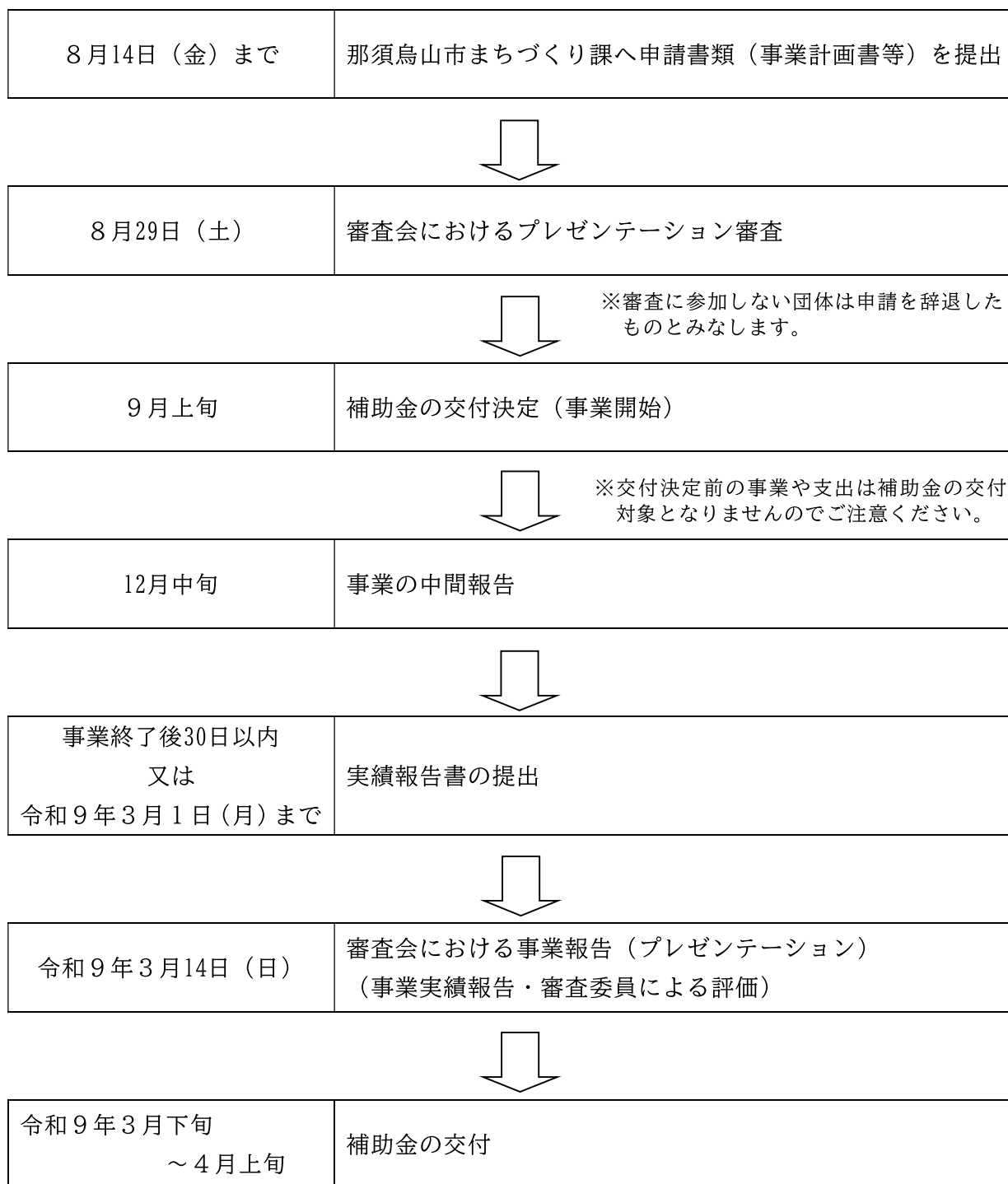
12 情報の公開

- ◇ 審査会での結果及び事業実績等につきましては、市ホームページ等で公開します。

13 過去の採択団体（参考）

補助期間	事業名	団体名
H27～H29	那須烏山市木の駅プロジェクト	那須烏山市木の駅プロジェクト実行委員会
H27	那須烏山インバウンド交流促進事業	なすから×アクション
H27 H28～H30	アクティブシニアの活躍で街を元気に！（「きずな」で元気！）～ボランティアポイントを活用した地域活性化事業～	株式会社ユーキャン 那須烏山支店
H27～H29	那須烏山市ふるさと応援隊事業	那須烏山市ふるさと応援隊
H27～H29	全国訪問ボランティアナースの会キャンナス キャンナス烏山	キャンナス烏山
H28	翼の生えた虎プロジェクト	翼の生えた虎制作委員会
H28～H30	観光交流創造事業	クロスアクション
H29	どうくつ酒蔵事業活性化	株式会社島崎酒造
R元	地場産柚子を活用した商品開発による地域PR 事業	烏合の手
R2	ジオサイト「龍門の滝」の拠点整備とガイド 内容のスキルアップ	なすからジオの会プチェー ロ
R3	「#なすからプロモーション」、及び「#なす から武勇伝」	那須烏山商工会青年部
R4	メグロ・キャノンボール那須烏山	メグロ・キャノンボール那 須烏山実行委員会
R4	夜のあかりプロジェクト	心に灯りを灯す会
R5	真夏の地域留学	さんばからず
R5	地場産農産物を活用した商品開発によるPR	株式会社ブリューコロニー
R6	那須烏山市オリジナル介護予防体操DVD作成 事業	那須烏山市リハビリ専門職 連携会

14 手続きの流れとスケジュールイメージ



※審査に参加しない団体は申請を辞退したものとみなします。

※交付決定前の事業や支出は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

※口座名義は、申請と同様の団体名で届け出てください。